議案第７号

守谷市部設置条例及び守谷市保育所等利用調整委員会設置条例の
一部を改正する条例

守谷市部設置条例（平成２年守谷町条例第１３号）及び守谷市保育所等利用調整委員会設置条例（平成１１年守谷町条例第１６号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ３ 年 ３ 月 １ 日 提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日 原案　決

議 案	頁 数
７号	1

守谷市部設置条例及び守谷市保育所等利用調整委員会設置条例の一部を改正する条例

（守谷市部設置条例の一部改正）

第１条　守谷市部設置条例（平成２年守谷町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条各号列記以外の部分中「部」の次に「（公室を含む。以下同じ。）」を加え，同条中第４号を第５号とし，第１号から第３号までを１号ずつ繰り下げ，同条に第１号として次の１号を加える。

（１）市長公室

第２条第４号キ中「つくばエクスプレス」を「公共交通」に改め，同号を同条第５号とし，同条第３号カ中「老人保健」を「高齢者医療」に改め，同号に次のように加える。

ク　高齢者福祉に関すること。

第２条中第３号を第４号とし，第２号ケを削り，同号コを同号ケとし，同号サを同号コとし，同号を第３号とし，第１号ア及びイを削り，同号ウ中「議会」を「議会との調整」に改め，同号ウを同号アとし，同号中エをイとし，オを削り，同号カ中「，統計」を削り，同号カを同号ウとし，同号中キを削り，クをエとし，ケからサまでをオからキまでとし，同号を同条第２号とし，同条に第１号として次の１号を加える。

（１）市長公室

ア　秘書及び渉外に関すること。

イ　広報，シティプロモーション及び広聴に関すること。

ウ　市政の総合基本計画及び総合調整に関すること。

エ　統計に関すること。

オ　予算その他財務に関すること。

カ　ふるさと納税に関すること。

キ　情報政策に関すること。

（守谷市保育所等利用調整委員会設置条例の一部改正）

第２条　守谷市保育所等利用調整委員会設置条例（平成１１年守谷町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条中「保健福祉部児童福祉課」を「保育所等利用調整担当課」に改める。

附　則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。

提案理由（議案第７号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，令和３年度の行政組織の改編に伴い，各条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては，総務部から市長公室を独立させること及び担当課名の変更です。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

守谷市部設置条例新旧対照表（第１条関係）

改　　正	現　　行
（部の設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により，市長の権限に属する事務を分掌させるため，次の部（公室を含む。以下同じ。）を置く。 （１）市長公室 （２）総務部 （３）生活経済部 （４）保健福祉部 （５）都市整備部 （事務分掌） 第２条　部の事務分掌は，次のとおりとする。 （１）市長公室 ア　秘書及び渉外に関すること。 イ　広報，シティプロモーション及び広聴に関すること。 ウ　市政の総合基本計画及び総合調整に関すること。 エ　統計に関すること。 オ　予算その他財務に関すること。	（部の設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により，市長の権限に属する事務を分掌させるため，次の部を置く。 （新設） （１）総務部 （２）生活経済部 （３）保健福祉部 （４）都市整備部 （事務分掌） 第２条　部の事務分掌は，次のとおりとする。 （新設）

参考資料

カ　ふるさと納税に関すること。	
キ　情報政策に関すること。	
（２）総務部	（１）総務部
（削除）	ア　市政の総合基本計画及び総合調整に関すること。
（削除）	イ　秘書及び渉外に関すること。
ア　議会との調整に関すること。	ウ　議会　　に関すること。
イ　人事及び給与に関すること。	エ　人事及び給与に関すること。
（削除）	オ　広報及び広聴に関すること。
ウ　文書　　及び庶務に関すること。	カ　文書，統計及び庶務に関すること。
（削除）	キ　予算その他財務に関すること。
エ　財産管理に関すること。	ク　財産管理に関すること。
オ　契約に関すること。	ケ　契約に関すること。
カ　市税の賦課徴収に関すること。	コ　市税の賦課徴収に関すること。
キ　その他他の部の所管に属しないこと（市長が別に定めるものを除く。）。	サ　その他他の部の所管に属しないこと（市長が別に定めるものを除く。）。
（３）生活経済部	（２）生活経済部
アからクまで　（略）	アからクまで　（略）
（削除）	ケ　市税等の収納に関すること。
ケ　交通安全対策に関すること。	コ　交通安全対策に関すること。
コ　防災に関すること。	サ　防災に関すること。
（４）保健福祉部	（３）保健福祉部

アからオまで　（略） カ　高齢者医療に関すること。 キ　介護保険に関すること。 ク　高齢者福祉に関すること。 （５）都市整備部 アからカまで　（略） キ　公共交通　　に関すること。	アからオまで　（略） カ　老人保健　に関すること。 キ　介護保険に関すること。 （新設） （４）都市整備部 アからカまで　（略） キ　つくばエクスプレスに関すること。

守谷市保育所等利用調整委員会設置条例新旧対照表（第２条関係）

改　　正	現　　行
（庶務） 第８条　委員会の庶務は，保育所等利用調整担当課において処理する。	（庶務） 第８条　委員会の庶務は，保健福祉部児童福祉課　において処理する。

議案	頁数
7号	7